

環境委員会追加資料

平成28年6月13日

6月13日環境委員会追加資料

平成27年度運輸安全マネジメントに関する取組について

追加資料

- ・平成27年度国土交通省への報告事故
- ・交通局年齢別職員構成（自動車運転手）平成28年4月1日現在
- ・交通局一人平均の時間外勤務時間数（平成27年度）

交 通 局

平成27年度国土交通省への報告事故

	発生日	概要	根拠規定	責任割合
1	H27. 5. 21	営業所に入庫しようとして右折を開始したところ、対向車線を直進してきた二輪車が接触を避けるため急ブレーキを掛け、二輪車の乗員が転倒負傷したもの	第2条第3号	当方大 (90%)
2	H27. 6. 10	営業所に入庫しようとして右折をしたところ、対向車線を直進してきた二輪車とバスの左後部が接触し、二輪車の乗員が転倒負傷したもの	第2条第3号	未定
3	H27. 9. 27	路肩に停車していた自転車の側方を通過しようとしたところ、自転車が車道側に倒れこみ、自転車の乗員を轢過し、死亡したもの	第2条第3号	未定
4	H28. 3. 16	道路左側を走行中の自転車の側方を通過しようとしたところ、道路を横断しようとして車道側に出てきた自転車と接触。その際の急ブレーキにより車内乗客が負傷したもの	第2条第7号	当方大 (70%)
5	H27. 12. 24	駅ターミナルで待機中、めまいを感じたため営業所に無線連絡。連絡を受けた運行管理者が交代運転手と救急車の手配をしたもの（突発性難聴）	第2条第9号	/

※ 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重症者を生じたもの（14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上のもの）

※ 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に11日以上治療を要する障害が生じたもの

※ 第2条第9号に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

【責任割合】（判例タイムスにおける事例を参考としている）

- ・ 当方 100%当方責任
- ・ 当方大 51%以上当方責任
- ・ 双方 責任割合が50%
- ・ 先方大 51%以上先方責任
- ・ 先方 100%先方責任

交通局年齢別職員構成(自動車運転手)

平成28年4月1日現在

(単位:人)

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
自動車運転手	2	29	165	209	32	437
構成比	0.46%	6.64%	37.75%	47.83%	7.32%	100.00%

交通局一人平均の時間外勤務時間数 （平成27年度）

(単位：時間)

	事務職等	運転手	全職種
一か月の1人平均	31	40	38